各委員　意見

○委　員　枚方市に学校があります。本校２９学級ありますので、それだけでも全戸訪問は無理だと考えておりました。一番気になったのは、個人情報の取り扱いが各市で違うと思いますので、その辺を大阪府からある一定の基準で言っていただけると助かるということが１点と、何よりも人のお金が各市でかかっておられると思いますので、その辺も、大阪府も全体で取り組んでいくという意味のあることだと思いますので、それが一番根っこにあると思いますので、よろしくお願いいたします。

○座　長　法的、人的にも枠組みや手当などさまざまなところです。

あと、どうでしょうか。別の担当課の方がお二人いらっしゃいますが、一言ずつお願いできませんか。

○委　員　私ども青少年課では、府内１０か所に少年サポートセンターを設置し、大阪府警察本部、大阪府教育庁及び大阪府の三者による連携のもと、非行防止活動のキーステーションとして非行未然防止や立ち直り支援等、少年の健全育成のための活動を行っています。当協議会のアウトリーチ型とは違った形態ですが、非常に参考になりました。今後ともよろしくお願いいたします。

○座　長　ありがとうございます。

○委　員　私は、これまで子ども家庭センターにいました。改めて各市町のお話を聞かせていただきまして、早期対応による深刻化の未然防止というところ、お母さんが少し出られるというところのケースから、即時対応されているというお話を聞けて、本当に参考になったと思います。また、情報共有についてはそれぞれ市町村の教育委員会さんと福祉部局、実態として非常に難しいところがあると聞いております。情報共有については改めて情報発信していきたいと思っております。

○座　長　ありがとうございました。

　　　　　では、三川先生と新崎先生、一言ずつまとめのコメントいただければと思いますが、まず、三川先生、お願いします。

総　　括

○委　員　私はこの３年間の取組みを拝見いたしまして、一つは、できること、やれることがまだまだあるということに気づかせていただきました。それぞれの取組みは、並大抵のことではなかったと思います。本来できないことはできませんし、無理をすると長続きしないのですが、この３年間、継続できることを本当に丁寧にやっていただいたことが大きかったです。家庭教育支援にはまだまだやれることがあるのだと、私自身、感じたことです。

　　　　　チーム支援という言葉もキーワードだったと思いますが、複数の担当者が役割分担していただいた、これが一番大きかったと思います。専門家の方ばかりではなく、ボランティアヘルパーの方たちにも養成講座等で力をつけていただいて、関与していただいたということです。このような取組みは、ボランティアの方たちにいかに協力していただけるかが重要です、その方たちも不安でしょうが、しかるべき力量をつけていただくための研修を丁寧に計画的にやっていただいた、これも大きかったかと思います。

　　　　　一番関心を持って見てきたのが、先ほどの大阪府の発表にありましたが、家庭と保護者との項目別状況（試案）です。このような指標を設けてくださったことは大事にしていただきたいと思います。

　　　　　泉大津市、阪南市の取組みの中でも報告がありましたが、家庭支援の中で、状況が具体的に変化していくことを確実に見て取っていただいたので、ぜひ、これからの家庭教育支援でも活用していただきたいと思います。まだ活用されていない市町もあるということはよく存じておりますが、これから活用をお願いしたいと思います。

　　　　　さらには、家庭教育支援という場だけでなく、学校教育において、先生方にもこの指標の内容をご理解いただいて活用していただきたいと思っております。ありがとうございました。

○座　長　ありがとうございました。では、新崎先生、お願いします。

○委　員　私の専門が福祉と教育の協働による、「福祉教育、教育協働」ですが、今まで教育と福祉というのは協働するということが難しかったのです。この３年の間に教育の中では社会教育法の改正ということで、大阪が教育コミュニティづくりとして熱心に取り組んできた地域学校協働活動がしっかりと位置づけられたという点、あと社会福祉法には、第4条に地域生活課題という福祉の領域に「教育」という言葉がしっかりと明示されました。また、福祉サービスを必要とする地域住民及び世帯という、ファミリーサポートという考え方がしっかりと社会福祉法の中に入れられたということも大きな特徴だと思います。

先ほど最後に阪南市の方がお話しされたように、学齢期で問題が起こっていた不登校の問題が、卒業したら解決するかというと、決してそんな問題ではなく、学齢期からの問題が社会人、成人になったときにもつながってくる。その中で、確かに個人情報の壁というのは大きな課題だと思います。ただ、個人情報保護というのは何かというと、その個人の方々の幸せを解決するために、その方々の権利を奪わないというのが大前提です。先ほど大東市の方が、個人情報について例外規程を作られて、そこでクリアしていこうとか、生活困窮者自立支援法の中で、貧困という捉え方を経済的貧困だけではなくて、いわゆる関係性の貧困、社会的貧困というところまで入れて、個人情報の取り扱いを考えていこうという点は、かなり大きな成果になってくるのではないかと思います。そのような大きな枠組みの中で、今回の報告を聞かせていただいて、例えば能勢町の不登校のケースが、スクールソーシャルワーカーとの連携によって、少しずつ改善が見られたとか、交野市、大東市の場合は、未然防止・早期対応のケースということで、スクールソーシャルワーカーの配置的対応とか、泉大津の場合は、家庭教育支援員の配置型支援という、日頃からの学校の先生方との顔の見える関係づくり、子どもたちや保護者の方たちとの顔が見える関係づくりから、何か大きな問題が起こって対応する時に、その前に事前に進めていくというアウトリーチ型家庭教育支援というのは、大きなポイントになってくるのかと思います。

　　　　　あと、阪南市の場合では、共生の地域づくり推進事業ということで、さまざまな分野の方々が、市町村の中で一緒に考えていくやり方を行っておられるというところも、すごく大きなポイントになるのかと思います。

　　　　　最後に、スクールソーシャルワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの役割ということを考えていくと、今、ご尽力いただいて、スクールソーシャルワーカーの配置ということでお力を貸していただいたのですが、他市の場合、スクールソーシャルワーカーの方々は、現状、学校の中でも先生方のケースのまとめとか、コンサルテーションという形で留まっていることもある。また、保護者からの虐待のケースや、ネグレクトのケースとか、精神的なしんどさを抱えているケースについて、スクールソーシャルワーカーは万能ではないと思っています。そんな時に、コミュニティソーシャルワーカーというファミリーサポート、いわゆる地域のインフォーマルな部分も含めて、大きな問題になる前にコミュニティソーシャルワーカーの方との連携を進めていくということを検討していただくということが、すごく大きな一つのポイントになるのかと思って聞かせていただきました。

どうもありがとうございました。

○座　長　私から、３年取り組んできて、各市町で枠組みを明確にしていただいたことは大きいかと思います。それぞれの市町の特性もありながら、このような具体的な体制整備いただいたことも大きいと思います。また、たくさんの好事例の発表がありまして、それを共有できる場として、この協議会があったのかと思っているところです。ただ、未然防止・早期発見は、もちろん大事なところなのですが、今回は訪問型支援のところではそうなりますが、家庭教育支援というのは、まさにこのような機会とか、学習の機会というのはすごく幅がありますので、家庭教育支援全体を拡充していく、その中で、訪問型支援をさらに充実させていくことが求められるのかと思っているところです。

　　　　　今回、本事業は終了するのですが、各市町においては、これまでの成果を集められて、引き続き事業の継続をお願いいただくと、さらに積み重ねていただければと思います。

　　　　　大阪府におかれましては、今やっているところへのさらなる支援なり、相談を受けることもありますし、他市町への広がりということに観点を持っていただいて、事業の継続をお願いしたいと思っているところです。私から最後、お話させていただきました。よろしいでしょうか。

それでは、協議としては終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。